

社会福祉法人東根市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東根市社会福祉協議会が開設する東根市地域包括支援センター中央（以下、「当センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、要支援の状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下、「予防支援等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当センターは、利用者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の心身の状況やその環境に応じ、利用者の選択に基づいて、適切な福祉サービス及び保健医療サービスができるよう介護予防サービス計画を作成する。
- 2 当センターは、関係市町村、保健所、医療機関、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅介護予防サービス事業者、その他関係団体等と密接な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在は次のとおりとする。

- (1) 名 称 東根市地域包括支援センター中央
- (2) 所在地 東根市中央一丁目3番5号 東根市ふれあいセンター内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当センターの当該事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、当該事業に従事する職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員
担当職員は、次のとおりとし、管理者の命を受け、予防支援等の業務に従事する。
 - ア 保健師（経験のある看護師を含む） 1人以上
 - イ 社会福祉士 1人以上
 - ウ 主任介護支援専門員 1人以上
 - エ 介護支援専門員 1人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 当センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分とする。

(予防支援等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 当センターは、予防支援等の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、その他利用申込者の選択に必要な重要事項を記載した文章により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 2 予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

利用者の自宅、事業所の相談室その他適当な場所

(2) 提供方法及び内容

予防支援等の提供方法等については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 37 号。以下、「指定介護予防支援事業の事業所に係る基準」という。）第 29 条から第 31 条までの規定に基づき、次のとおり実施するものとする。

ア 利用者申込の受付及び契約締結

予め、日程調整の連絡をして利用者を訪問し、介護予防給付等の説明と契約締結を行う。

イ アセスメントの実施

利用者及び家族に面談して、利用者の心身の状況や環境等を把握し、アセスメントを実施する。

ウ 介護予防サービス計画の原案作成

アセスメントの結果に基づき、介護予防サービス及びその他必要な保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう必要な支援について利用者と調整し、合意を得て介護予防サービス計画の原案作成を行う。

エ サービス担当者会議の開催

効率的かつ効果的な介護予防サービス計画作成に資するため、サービス担当者会議の開催により指定介護予防サービス事業所の担当者に対し利用者の状況等に関する情報や専門的な意見を聴取する。

オ 介護予防サービス計画の作成後の便宜の供与

利用者及び家族並びに指定介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行い、当該計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう計画の実施状況を把握するとともに、容態の悪化等が認められる場合は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請等に必要な援助を行う。

カ 介護予防サービス計画の変更

利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、又は当センターが容態の改善が見込めない等の理由から当該計画の変更が必要と判断した場合は、当センターと利用者双方の合意に基づき計画の変更を行う。

(3) 担当職員による利用者の居宅訪問頻度等

ア サービス提供開始月

イ サービス提供開始月の翌月から起算して 3 月に 1 回以上とする。ただし、訪問月以外の月も電話等で利用者の状況を確認するものとする。

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ その他利用者の状況に著しい変化があったとき

(4) モニタリングの結果記録

少なくとも 1 月に 1 回実施するものとする。

3 予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣または保険者が定める基準によるものとし、法定代理受領できない場合を除き、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、東根市の東根地区・神町地区区域内とする。また、現に東根市に住んでいるが保険者が他市町村である者については、予防支援等の業務を提供する。ただし、住所地特例等により保険者が東根市で他市町村に住んでいる者については、当該保険者又は当該保険者所管の地域包括支援センターと連携するものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 当センターは、利用者に対する予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市や利用者の家族等に連絡をし、必要な処置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 当センターは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 当センターは、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第10条 当センターは、職員等の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 当センターは、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 当センターは、予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に当該業務の実施ができるよう委託する業務の範囲や業務量について当該支援事業者と十分な調整を行うものとする。
- 5 当センターは、介護予防サービス計画の作成・変更に関し、不要なサービスを位置づけるなどの不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 当センターは、介護保険等関連情報の活用等によるサービスの質の向上に努めるものとする。
- 7 当センターは、職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じるものとする。
- 8 当センターは、感染症や災害が発生した場合でも、業務を継続又は早期再開のための計画を策定し、必要な研修と訓練を行うものとする。
- 9 当センターは、感染症の発生又は防止のために、委員会の開催、指針の作成、研修及び訓練を行うものとする。
- 10 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要な事項は東根市、社会福祉法人東根市社会福祉協議会、当センターの所長及び当該事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、理事会の承認を得た日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。